

第5次

茨城県地域福祉活動推進プラン

2019年度～2023年度

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

はじめに

平成が終わり新たな時代を迎えようとしています。

今日の私たちを取り巻く環境に目を向けますと、未曾有の人口減少や超高齢社会の到来により、家族関係が変化する中、老々介護やひとり暮らしの高齢者への支援、障害者の高齢化や子どもの貧困問題など、地域における福祉課題・生活課題はますます複雑・多様化しています。

また、福祉・介護分野の人材不足は、本県を含め全国的に深刻な状況が続いており、安定した福祉サービスを続けるためには外国人の就労も含め、人材の育成・確保にも一層取り組んでいかなければなりません。さらに、近年多発している自然災害への備えも重要となっています。

こうした状況の中、国においては、地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる「地域共生社会」の実現を目指し、体制や仕組みづくりが進められているところであり、県社協では、茨城県の「地域支援計画」や、「第4次地域福祉活動推進プラン」を推進していく中で把握した課題を踏まえ、本会に求められる役割や機能、目指す方向性を検討し、今後5年間の地域福祉推進のための取り組むべき行動計画として、「第5次地域福祉活動推進プラン」を策定しました。

これからの5年間は、本プランの基本理念である「だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現」を目指して、役職員一丸となって取り組んでまいります。県民の皆様をはじめ市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、県・市町村行政、ボランティア等関係機関の皆様方のご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、総合企画委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成31年3月31日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

会 長 関 正 夫



目 次

はじめに	1
第 1 部 基本構想	4
基本理念	5
第 1 章 計画策定の基本的考え方	5
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
4 計画の推進期間	
5 計画の進行管理	
第 2 章 今日の社会福祉の動向と茨城県の動向	7
1 我が国の社会福祉をとりまく動向	
2 茨城県の社会福祉をめぐる動向	
3 市町村の社会福祉をめぐる動向	
4 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向	
5 福祉を支える組織	
第 3 章 茨城県社会福祉協議会計画の評価	10
1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み	
2 第 4 次地域福祉活動推進プランの評価	
第 4 章 第 5 次 茨城県地域福祉活動推進プランの推進体系	11
1 今後取り組むべき重点目標（使命）	
2 推進目標（約束）と推進事項（挑戦）	
3 推進体系	
第 2 部 基本計画	13
使命 1 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	14
約束 1 福祉の大切さを伝える	
約束 2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
使命 2 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）	19

約束3 その人らしさに寄り添う・守る

約束4 安心した生活を支える

使命3 人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援) 22

約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める

約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む

使命4 切り拓く福祉 (新たな生活課題への対応) 26

約束7 ニーズに気づき・こたえる

使命5 前進する県社協(県社協の組織の充実) 28

約束8 歩み続ける県社協

第 1 部 基本構想

基本理念

だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現

社会福祉法の理念をふまえ、共に支え合い、誰もが人として尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、安心して暮らせる福祉社会の実現をめざしています。

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

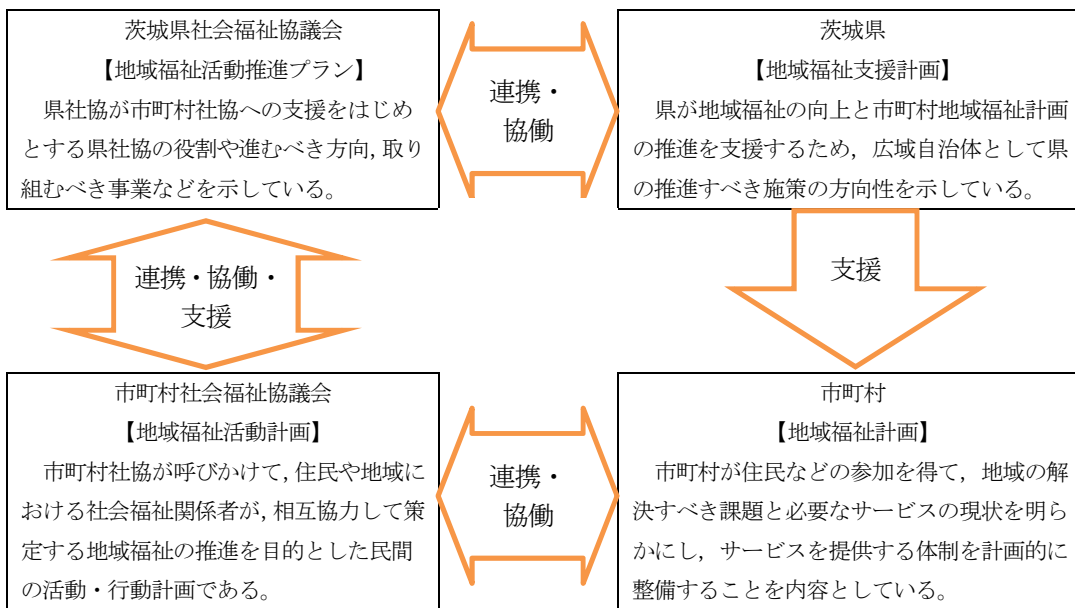
茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、第4次茨城県地域福祉活動推進プラン（以下「4次プラン」という。）の推進期間が最終年度を迎えるにあたり、第5次茨城県地域福祉活動推進プラン（以下「第5次プラン」という。）を策定しました。

全職員が参加のもと、策定した第4次プランを基に、これまで年度毎の事業計画を立案し、評価を実施しながらプランの目標達成を図ってきたところであり、第5次プランは、第4次プランで掲げた方向性を引きついでいます。

また、未曾有の人口減少や超高齢社会の到来により、社会保障財源や、福祉人材の確保といった問題がより一層深刻となっており、地域が一体となってお互いに支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。このような今日の社会情勢の変化や、第4次プランを推進していく中で把握した課題に対応し、県民、福祉関係者みんなが一緒になって、「だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現」を目指した活動を推進していくプランとしました。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」との整合性に留意しながら、県社協が目指す方向、担うべき役割や課題等を明らかにし、地域福祉を総合的に推進しようとするものです。
- (2) 本計画は、中長期的な事業活動の方向性を示すものです。また、県社協の組織・財政・事務局等の今後のあり方の検討も含めています。
- (3) 本計画は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）、社会福祉法人などによる、民間福祉活動を強化・支援するとともに、連携・協働化を総合的・効果的に推進するものです。
- (4) 本計画は、県社協全職員が結集し、議論を重ね立案したものです。時代の変化に即応できるように、実施計画を別冊で編集し、毎年度見直しを行います。



【図表 1】 第 5 次茨城県地域福祉活動推進プランと地域福祉関連計画

3 計画の推進期間

茨城県「地域福祉支援計画（4期）」との整合性を図るため、令和元年度から令和5年度の5年間とします。

実施計画は毎年度、見直しを行います。

4 計画の進行管理

本計画を総合的かつ計画的に推進するために、役職員による評価推進チームを編成し、実施計画の評価を毎年度行います。

また、県社協に設置している「総合企画委員会」において、実施計画の評価を基に進行管理を行います。

第2章 今日の社会福祉の動向と茨城県の動向

1 我が国の社会福祉をとりまく動向

今、私たちは「2025年問題」「2040年問題」などに直面し、人口減少や超高齢社会に向けた社会保障・社会福祉の見直しが求められています。

また、地域においては、人々のつながりの希薄化などにより、福祉課題・生活課題が複雑・多様化しております。

国においては、全ての人びとの安全・安心のために、持続性ある全世代型の社会保障への転換とともに、「地域共生社会」の実現を進めており、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」などを柱とした取り組みを、2020年当初には全面展開することとしています。

また、社会福祉法の改正により、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務とされました。これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性や地域の関係者とのネットワークを活かしながら、積極的に貢献の取り組みを広げていくことが期待されています。

【図表2】社会福祉関連施策動向（平成25年～平成30年）

	社会福祉一般	児童福祉	障がい児（者）福祉	高齢者福祉
平成25年	・生活困窮者自立支援法成立 ・生活保護法の改正		障害者雇用促進法改正 障害者差別解消法制定	
平成26年		・子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定		・介護保険法改正
平成27年		・少子化社会対策大綱閣議決定		
平成28年	・社会福祉法改正 ・ニッポン一億総活躍プラン閣議決定 ・我が事・丸ごと地域共生社会実現本部設置	・児童福祉法改正	・障害者総合支援法改正	
平成29年	・社会福祉法改正	・児童福祉法及び児童虐待防止法改正	・障害者総合支援法改正	・介護保険法改正
平成30年	・生活困窮自立法改正	・子ども・子育て支援法改正		

2 茨城県の社会福祉をめぐる動向

急速な人口減少・少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化などこれまでに経験したことのない時代の転換期を迎える中で、平成30年度からの県政運営の基本方針である、茨城県総合計画が策定されました。

この計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、4つのチャレンジを推進することとし、その一つである「新しい安心安全へのチャレンジ」において、医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築くこととしています。その中で、本会は事業を推進する民間福祉団体として、茨城県の福祉行政の一翼を担うものとして期待されています。

【図表 3】 県総合計画の福祉に関連する計画の策定状況

計画の名称	計画期間
茨城県地域福祉支援計画（第4期）	平成31年度～平成35年度
第7期いばらき高齢者プラン21	平成30年度～平成32年度
第2期新しいばらき障害者プラン	平成30年度～平成35年度
健康いばらき21プラン	平成30年度～平成35年度
大好きいばらき次世代育成プラン	平成27年度～平成36年度

3 市町村の社会福祉を取り巻く動向

少子高齢化が進む中で、団塊の世代が75歳以上となる、2025年を目途に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。すべての住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりや、地域住民の参画と協働による、地域共生社会の実現が求められています。

また、このように、地域に根ざした福祉の推進が求められる中、市町村の体制整備の1つとして、社会福祉法の改正において、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

4 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向

(1) 福祉ニーズの変化

少子高齢化の急速な進行などを背景に、国を挙げて、地域共生社会の実現を目指しており、様々な主体が地域づくりの役割を担うことが期待されています。そのような中、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会は、これまで蓄積してきたネットワークや知見を十分に活用し、福祉団体や地域住民と協働しながら、地域づくりの中核的機関として、その機能を発揮していくことが求められています。

(2) 災害支援活動における社会福祉協議会への期待

第4次プランの推進中も、関東・東北豪雨災害、熊本地震、西日本豪雨災害など、大規模で広域的な災害が発生しています。被災地において、ボランティアの力は不可欠であり、社協が運営する災害ボランティアセンターの役割はますます重要となっています。日頃から、地域の様々な機関・団体等と密接な関わりを持つとともに、行政と連携しつつ、災害が発生したときに備え、万全の体制をとっておくことが求められています。

(3) 当面の活動展開の視点

全国社会福祉協議会から示されている、「都道府県社協の当面の活動方針」などを踏まえると、以下の5つが当面の都道府県社会福祉協議会の活動の方向性であると考えられます。

- ア地域共生社会の実現に向けた取組み強化
- イ地域における生活困窮者支援対策等の総合相談・生活支援の取組み強化
- ウ社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理の強化、地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上等の取組み強化
- エ福祉人材の確保・育成・定着の取組み
- オ大規模災害対策の推進

5 福祉を支える組織

我々を取り巻く環境が大きく変化し、その生活課題が複雑・深刻になっている中、様々な個人・団体・機関が、それぞれの立場やアプローチにより、地域の福祉向上に取り組んでいます。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自らも地域の一員として、担当の区域において高齢者や障害者の見守りなどを行うとともに、介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じ、その内容に応じて必要な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域の専門機関との「つなぎ役」になっています。

(2) 共同募金会

共同募金会は、県民が募金を通じて社会福祉事業に参加・協力する「共同募金運度」を展開しており、集められた募金は、県内の民間社会福祉・地域福祉の推進に役立てられています。

しかし、近年募金額の減少が続いており、中央共同募金会では、募金に関する新たな方向性が検討されており、茨城県においても市町村組織の支援強化、募金手法や助成のあり方の見直しなど募金の「運動性の再生に向けた方策」に取り組んでいます。

(3) 市町村社会福祉協議会

市町村社協は、「地域共生社会」の実現が求められている中、地域福祉推進の担い手としての役割を十分に果たせるよう、様々な取り組みをしています。

また、判断能力が不十分である人の切れ目のない権利擁護体制の整備、生活困窮者の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の受託、地域住民と連携したサロン活動の推進、フードバンクを利用した食の支援など、活動の広がりが見られます。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、高齢者、子ども、障害者、生活困窮者など、さまざまな生活課題や福祉ニーズをもつ方々の生活を24時間・365日休むことなく支えています。少子高齢化などを背景に、深刻な人材不足が大きな課題となっています。

また、社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人に対し地域における公益的な取組を行うことが責務化され、これまでに培った福祉サービスに関する専門性やノウハウなどを活かしながら、積極的に地域に貢献していくことが期待されています。

(5) ボランティア・NPO 団体

地域の課題に対して、住民が主体的にかかわらなければならない時代となり、地域共生社会の実現に向けてもボランティア・市民活動が不可欠なものとなっています。

県内では、年間11万人以上のボランティアが、様々な分野で、地域活動を構成する一員として活動しているとともに、NPO法人も様々な活動を展開しており、社協とのより強い連携が必要になっています。

さらに、相次ぐ自然災害では、被災地支援において、ボランティア・NPOによる活動は欠かせないものとなりました。

(6) 福祉団体

老人、児童、障害者など、課題や種類ごとに結成された広域的な組織が多数あります。それぞれ、固有の課題解決に向け、行政や社協とも連携をとりながら、活動を続けています。

第3章 茨城県社会福祉協議会計画の評価

1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み

- (1) 「地域福祉計画（がんばる いきいき プラン）」 平成8年度策定
21世紀に向けて社会福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、新しい時代に対応した県社協の役割や事業の推進方策について、初めて策定された中・長期計画です。
- (2) 「新・地域福祉活動計画」 平成15年度策定
「社会福祉法」の制定により社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と明確に位置づけられたことを踏まえ、県社協の方向性を明確にしたものです。
- (3) 「地域福祉活動推進プラン」 平成19年度策定
社会のニーズや福祉課題の多様化に対応した特徴を有しています。
- (4) 「第4次茨城県地域活動推進プラン」 平成25年度策定
東日本大震災による未曾有の被害を経験し、人と人との「絆」の重要性を再認識し、地域福祉の推進を目的としている本会の存在意義や使命について改めて検討し、無縁社会や新たな生活課題に立ち向かう「たたかうシナリオ」としています。
本計画は、これらの計画に基づいて進めてきた本会の事業を振り返ったうえ、策定されています。

2 第4次地域福祉活動推進プランの評価

第4次茨城県地域福祉活動推進プランを効果的かつ効率的に推進するため、プランに基づく様々な事業について評価を検証し、新規事業の立案を含め事業の見直しを毎年行いました。事業評価を行うにあたって、部内で実施項目毎に進行管理（進捗状況の評価、今後の方向性の評価）を行ったうえ、本会役職員による内部評価を行い、それをベースに総合企画委員会において外部評価を行いました。

この評価結果などをふまえ、新しい事業への取り組みを含めた本計画の策定検討を行いました。

【図表4】中間年度の進捗状況評価（平成28年度）

評価区分	進捗状況	結果
5	順調に計画通り進行している	41
4	概ね順調だが不十分な点が少しある	41
3	実施されている部分もあるが不十分な点も多い	7
2	既に実施予定の時期であるが、まだ取り組んでいない	0
1	実施方法も含め事業実施に再検討が必要であり、取り組んでいない	1

第4章 第5次 茨城県地域福祉活動推進プランの推進体系

1 今後取り組むべき重点目標（使命）

基本理念を実現するために、以下の5項目を重点目標（使命）とします。

重点目標（使命）

- (1) 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）
- (2) 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）
- (3) 人を育て、共に歩む福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）
- (4) 切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）
- (5) 前進する県社協（県社協の組織の充実）

2 推進目標（約束）と推進事項（挑戦）

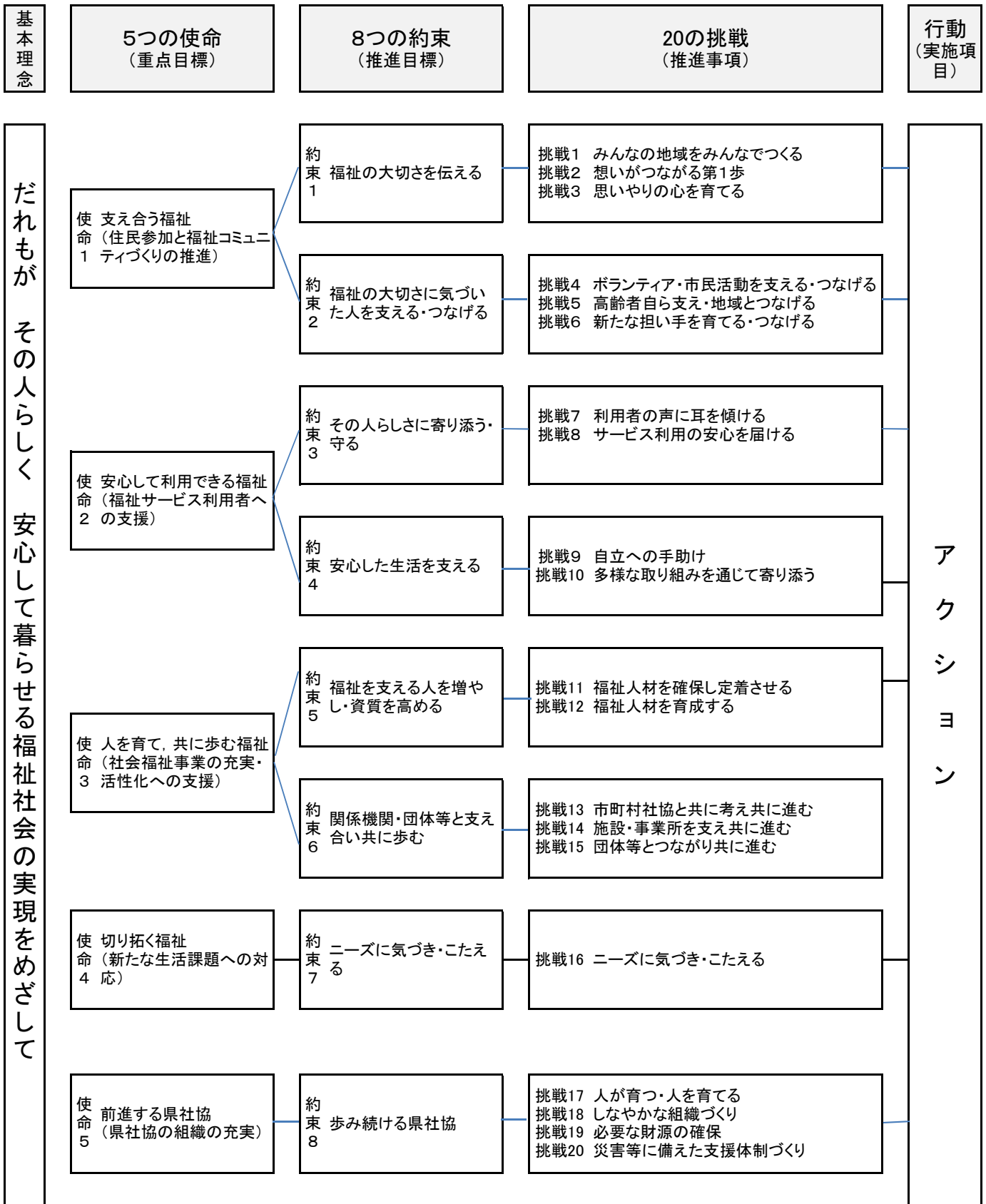
5つの重点目標を実施するために、推進目標と推進事項をたてました。推進事項は、具体的事業である実施項目によって構成されています。

また、実施項目は本計画に附属する実施計画（別冊）に網羅しています。

さらに、本計画は多様な課題に取り組むことから、県社協の組織特性や機能・役割などを踏まえ、重点目標＝使命、推進目標＝約束、推進事項＝挑戦と表現しています。

3 推進体系

第5次 茨城県地域福祉活動推進プラン 推進体系



第2部 基本計画

使命1 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

振り返ると どこまでも高い茨城の青空
ああ この子らの未来に幸せを手渡したい

県社協の願いは地域で暮らすみんなの幸せ
だから 多くの彩りを輝かせるために 私たちは日々活動する

人はつながってこそ幸せになれると信じている
だから 家族をつなげ 地域でつながり 同じ想いをつなげなければ・・・

忘れることのない3月11日 あの日私たちは 大きな衝撃と混乱の中にあった
人はひとりで生きられないことに気づく
人の優しさに気づく
自分の中の優しさに気づく
多くの気づきと想いを伝えたい
さあ みんなで優しさを育てよう

このまちでであった人たちと幸せになりたいと思った
お金や物にしばられない生き方をしたい
自分の想いをつなげたい
みんなの想いをつなげたい
新たな縁を生み続けたい
私が私であるように 私が必要とされるなら
あなたがあなたであるように 多くの想いと知恵を伝えたい

だから県社協は歩み続ける・・・

約束1 福祉の大切さを伝える

挑戦1 みんなの地域をみんなで作る

挑戦2 想いがつながる第1歩

挑戦3 思いやりの心を育てる

約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる

挑戦4 ボランティア・市民活動を支える・つなげる

挑戦5 高齢者自ら支え・地域とつなげる

挑戦6 新たな担い手を育てる・つなげる

使命1

支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

約束1

福祉の大切さを伝える

人と人とのつながりや、支え合いが自然と生まれる社会は、生活に彩を添えます。県社協は県民一人ひとりの幸せへの想いを受けとめながら、「はんどちゃんネットワーク運動」などを通じて、支え合いの仕組みを社会に広めていきます。そして、みんなの地域づくりへの想いをつなぐことや、学校・家庭・職場及び地域が一体となって思いやりの心を育てる取り組みなどにより、福祉の大切さを伝え、地域に主体的に関わる力を育んでいきます。

挑戦1

みんなの地域を
みんなでつくる

県社協は、県民一人ひとりの持つ力を地域の重要な力として捉えています。

あらゆる力をつないだ地域のネットワークは、支え合いの基本になるものであり、そのつながりをそれぞれがより意識することでさらに地域の力が強くなります。支え合う大切さとつながる楽しさを伝えながら、一人ひとりがしあわせを実感できる地域づくりをすすめます。

- ・はんどちゃんネットワーク運動による住民参加の促進
- ・「絆」づくりチャレンジ応援事業

挑戦2

想いがつながる
第1歩

誰もが安心して生活を送るためには、県民一人ひとりが地域づくりの大切さを感じながら、主体的に活動することが大切です。

県社協は、県民や地域の想いを受けとめ、県社協の目指す地域づくりへの想いや必要な情報を効果的に伝えていきます。

- ・広報活動の推進(ホームページ, 広報誌, リーフレット及び新聞等)
- ・「わくわくライフいばらき」の発行
- ・茨城県社会福祉大会の開催
- ・茨城県総合福祉会館の運営・管理

挑戦3

思いやりの心を
育てる

学校、家庭、職場及び地域が協力し合うことで、自分だけではなく、周りの人や地域に想いを巡らす心が芽生え、やがて地域の力となります。

県社協は、あらゆる機会を通し、県民一人ひとりの支え合いや思いやりの心を育む活動に努めます。

- ・福祉教育の推進
- ・義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業の実施

使命1

支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

約束2

福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる

私たち一人ひとりはだれもが大切な地域の一員です。自分自身が幸せと感じられることが地域の幸せになり、ひいては県全体の幸せにつながります。

県社協は、そのことに気づいた人たちの想いを実現する後押しをし、その人たちの活動、そして仲間をつなぎ、さらに、主体的に活動を広げるよう支援していきます。

また、県民一人ひとりがいつまでも、健康でいきいきと地域の中で支え合う一員として暮らし続けられるよう、スポーツや文化活動などを支援します。

挑戦4

ボランティア・市民活動を支える・つなげる

福祉の大切さに気づいた人たちは、その想いをボランティア・市民活動、あるいは寄付などの形で、地域に貢献しています。

様々に変化する地域のニーズに対応するため、地域では柔軟な活動が展開されております。県社協はそうした活動への支援に努めます。

さらに、地域でより効果的な活動ができるよう、個々の活動をつなげ、ネットワークを構築するとともに、活動する人たちが主体的にネットワークを広げるための支援に努めます。

- ・ボランティア・市民活動フェスティバルの開催
- ・ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア基金の運営管理
- ・交通遺児福祉基金の運営管理
- ・善意金品の預託と払い出し

挑戦5

高齢者自ら支え・地域とつなげる

少子高齢化が急速に進み、「人生100年時代」を迎える中、高齢者が地域において果たす役割は大きいものがあります。

県社協は、高齢者がスポーツや文化活動に積極的に参加することにより、自身の健康を維持するとともに、これまでの豊富な経験を生かして、いきいきと、住み慣れた地域で支え合う一員となれるよう支援に努めます。

- ・ニュースポーツの普及推進
- ・全国健康福祉祭への選手派遣
- ・いばらきねんりんスポーツ大会・交流大会の開催
- ・いばらきねんりん文化祭の開催
- ・元氣シニア地域貢献事業 など

挑戦6

新たな担い手を
育てる・つなげる

県民一人ひとりが持つあらゆる力を活かした活動は、様々な場面で地域を支える力となります。

県社協は、誰もが主体的に地域の幸せづくりに活躍できるよう、きっかけづくり、場づくり、仲間づくりを支援することで、担い手を育むとともに、これらの活動を続けるための仕組みづくりに努めます。

- ・【新】大規模災害等に備えた体制整備
- ・(再掲)はんどちゃんネットワーク運動による住民参加の促進
- ・(再掲)ニュースポーツの普及推進

使命2 安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)

話してみて気づいた 独りじゃないことに
困り 悩んだときに 寄り添い聞いてくれる人がいることに安心する

県社協の願いは地域で暮らすみんなの幸せ
だから 多くの彩りを輝かせるために 私たちは日々活動する

自分の想いを聴いてくれる 伝える相手かいた
笑顔でむかえてくれたその人に 自分の想いを伝えた
自分自身も振り返ってみた 新しい自分が見えてきた

笑顔でむかえてくれたその人が 気づかせてくれた
自分を支えてくれる人がたくさんいる

この地でずっと暮らしていきたい・・・

いつまでも 自分らしく この地で生きていこう
支えてくれる あなたと
住みなれたこのまちでこれからもずっと暮らし続けたいと思う

自分の歩幅 自分のペースで 歩いていきたい
そんな想いを形にしよう
私が私であるように 私が必要とされるなら
あなたがあなたであるように 多くの想いと知恵を伝えたい

だから県社協は歩み続ける・・・

約束3 その人らしさに寄り添う・守る
挑戦7 利用者の声に耳を傾ける
挑戦8 サービス利用の安心を届ける

約束4 安心した生活を支える
挑戦9 自立への手助け
挑戦10 多様な取り組みを通じて寄り添う

使命2

安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者の支援)

約束3

その人らしさに寄り添う・守る

人が安心して豊かに暮らすためには、日々の暮らしの中で課題が解決され、不安が取り除かれることが必要です。

県社協は、福祉サービスを利用する人たちが、安心してサービスを受けられるよう、利用者の声に耳を傾け、時には寄り添い、その人らしさを第一に考えながら、自立を側面から支えます。

また、県民が福祉サービスを適切に選択・利用できるよう支援し、一人ひとりの暮らしの安心を支えます。

挑戦7

利用者の声に
耳を傾ける

県社協は、福祉サービス利用者の苦情に寄り添い解決の糸口を一緒に探るとともに、その想いをサービス提供者(社会福祉施設や事業所等)に伝えることで、双方の気持ちの橋渡しも行います。

また、利用者が安心してサービスを受けられるよう、施設の苦情処理体制の整備に向け、制度の普及・促進に努めます。

- ・運営適正化委員会の運営
- ・苦情解決制度の普及促進

挑戦8

サービス利用の
安心を届ける

県社協は、利用者の安心した暮らしを守るため、福祉施設のサービスを評価する、外部・第三者評価制度を周知するとともに、これまで蓄積してきた評価機関としてのノウハウを、他機関に提供することなどにより、サービスの質の向上に努めます。

- ・評価機関との連携及び支援

使命 2

安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者の支援)

約束4

安心した生活を支える

少子高齢化が急速に進み世帯構成が大きく変わりつつある中、高齢者や障害者の一人暮らしも増えています。また、雇用環境の変化などにより、不安定な就労の中で生活を送る人も増えています。

このような中、県民が安心して生活していくためには、周囲の支えと経済的な安定が大切です。

県社協は、高齢や障害などによる判断能力の低下や、経済的理由などで、自立した生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉制度の利用を促し、地域の社会資源（関係機関や団体等）と連携して安心した生活が送れるよう支援します。

また、フォーマルな制度のみならず、様々な取り組みを結びつけて対応することも、県社協だからこそできる役割の一つと考えております。

挑戦9

自立への手助け

県社協は、判断能力が低下している人々への契約の手助けや、低所得世帯等への貸付など、各種制度を通じて自立を支援します。その際、住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けられるよう、関係機関と連携して支援します。
また、制度の普及啓発にも努めます。

- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見制度の啓発及び利用支援
- ・生活福祉資金貸付・運営事業
- ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

挑戦10

多様な取り組みを通じて寄り添う

経済的な理由や、社会的孤立などにより、日々の暮らしに生きにくさを抱えている県民の自立を支えるには、フォーマルな制度だけでなく、地域の様々な資源と新しいつながりを築き、支援することが求められます。

県社協は、県民が抱える不安を軽減し、負の連鎖を断ち切り、自立を支援するための取り組みを支えます。

また、このような取り組みを進めるに当たっては、関係する制度へのコーディネートや関係する団体などとのネットワークづくりにも努めます。

- ・多様化する生活課題・生活困窮者支援への対応促進
- ・生活困窮者支援事業の対応促進(人材・物流やりとりシステムの構築)
- ・【新】福祉施設等との連携による生活課題解決

使命3 人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)

振り返ると 幼いころ思い描いていた自分の姿があった
人がひととして あたりまえに暮らせる 幸せづくり

県社協の願いは地域で暮らすみんなの幸せ
だから 多くの彩りを輝かせるために 私たちは日々活動する

福祉は人を幸せにする仕事 人の暮らしを支える仕事
人の喜びを自分の喜びにできる仕事
福祉の仕事の魅力を多くの人に伝えたい
そしてこれからの社会を支えていく 仲間となってもらいたい

小さなころに思い描いた
大きくなった自分とは少し違っても 自分が目指したことは変わらない
望んだ道を歩いていきたい

そんな声に耳を傾け 背中を押して 一緒に歩いて行こう
あきらめずに がんばろう
新しい仲間とともに 今まで以上のコトができる
私が私であるように 私が必要とされるなら
あなたがあなたであるように 多くの想いと知恵を伝えたい

だから県社協は歩み続ける・・・

- 約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める
 - 挑戦 11 福祉人材を確保し定着させる
 - 挑戦 12 福祉人材を育成する
- 約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む
 - 挑戦 13 市町村社協と共に考え共に進む
 - 挑戦 14 施設・事業所を支え共に進む
 - 挑戦 15 団体等とつながり共に進む

使命3

人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)

約束5

福祉を支える人を増やし・資質を高める

少子高齢化が進む中、住民相互のつながりの希薄化などもあり、生活課題が複雑・深刻化しています。

福祉サービスに対する期待が高まっている一方、社会福祉施設・事業所では深刻な人材不足が続いています。

県社協は、社会福祉施設・事業所が、安定した質の高いサービスを提供できるよう、福祉人材の確保と定着に取り組みます。さらに、福祉の専門職としてのスキルを一層高め、多様化するニーズに対応できるよう福祉人材の育成に取り組みます。

挑戦11

福祉人材を確保し
定着させる

福祉人材の安定した供給を図り、福祉サービスの質を確保するためには、様々な段階で、福祉人材の参入及び確保を図るとともに、定着を促進していくことが必要です。

県社協は、福祉人材の参入のため、福祉の職場のイメージアップ・理解促進、資格取得の支援などを進めます。

また、人材の確保にあたっては、県や養成校と連携しながら、マッチング機能の強化、就労後の定着バックアップなどにより、求職者と求人事業者のつながりを進めます。さらに、定着のためには、職場が魅力あるものとなるよう、働きやすくやりがいを感じられる職場環境づくりや、福利厚生の実施など、社会福祉施設・事業所の支援に努めます。

- ・茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実
- ・子育て支援員研修事業
- ・人材確保・定着バックアップ事業
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業
- ・保育士修学資金等貸付事業 など

挑戦12

福祉人材を育成する

職員のスキルアップは、サービスの質や働く意欲の向上につながります。県社協は、社会情勢や福祉制度の変化に合わせ、体系的に研修事業を実施し、社会福祉従事者の資質向上を図り、福祉人材の育成に努めます。

また、より幅広く研修の機会を提供するため、ITの活用など、あらたな研修形態についても検討していきます。

- ・社会福祉事業従事者研修事業の推進
- ・社会福祉施設従事者への支援
- ・介護支援専門員実務研修受講試験実施事業
- ・介護支援専門員実務研修事業
- ・生活支援体制整備事業 など

使命 3

人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)

約束6

関係機関・団体等と支え合い共に歩む

地域で安心して暮らしていくために、「支え手」「受け手」の関係を超え、地域の住民や多様な主体が参画し、つながっていく、地域共生社会の実現が目指されています。

このような中、県社協には、市町村域を超えた広域で展開される事業について、様々な関係機関や団体などと連携し、協働することが求められています。

県社協は組織と機能の特性を生かして、社会福祉関係者と連携し、福祉課題・生活課題の解決に努めるとともに、社会福祉法人の公益性を高め、制度の枠にとらわれず、積極的な福祉サービスの展開を進め、県域における質の高い福祉をめざします。

挑戦13

市町村社協と共に考え共に進む

地域共生社会の実現を目指す中で、社協については、期待が高まる一方、社会福祉法の改正等により、地域づくりの中核的な組織が、社協のみに限定されるものではないことが明示され、これまで以上に存在意義を発揮していくことが求められています。

県社協は、地域における包括的な支援体制の構築に向けて、市町村社協の組織運営・事業推進の充実のための支援に努めます。

また、個々の社協だけでは対応が難しい課題も多く、様々な機関・団体とのネットワーク形成や顔の見える関係づくりを支援します。

- ・市町村社協常務理事・事務局長会議の開催
- ・市町村社協の支援と協働
- ・市町村社協実務研修生の受入れ
- ・ボランティア担当職員等の養成・支援
- ・(再掲)【新】大規模災害等に備えた体制整備

挑戦14

施設・事業所を支え共に進む

県社協は、福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設・事業所の安定した経営の支援に努めます。

また、県社協は、社会福祉施設、事業所が地域を構成する一員として、地域における公益的取り組みを推進していけるよう、支援に努めます。

- ・福祉医療機構借入金利子補給事業の継続
- ・経営改善支援事業
- ・(再掲)茨城県社会福祉大会の開催
- ・(再掲)茨城県総合福祉会館の運営・管理
- ・(再掲)【新】福祉施設等との連携による生活課題解決

挑戦15

団体等とつながり
共に進む

県社協は、地域福祉の担い手である各団体との関係を深め、団体が連携し、個々の持つ機能をさらに発揮できるよう、支援に努めます。また、新たな団体等との関わりを積極的に求めることにより、双方の活動が広がり、高め合える関係となるよう、努めます。

- ・県社協が事務局を担っている又は事務協定等を結んでいる団体の支援
- ・福祉関係団体との連携

使命4 切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)

ふと気づいた 小さな種と小さな芽に想いを込めて
笑顔の花を咲かせるまで育てたい
多くの人の心の花を咲かせ続けたい

県社協の願いは地域で暮らすみんなの幸せ
だから 多くの彩りを輝かせるために 私たちは日々活動する

いつも同じ道を歩いているけど
あるとき ゆっくり歩いてみた 立ち止まってみた 振り返ってみた
いつもと違った景色・・・

山が緑をまとい 海が太陽をキラキラと映し
稲穂が黄金色に輝き 滝が白く凍る
私は歩きだした もっと違う景色を探して
そこには今まで出会ったことのなかった多くの人たちがいた
その時 新たな仲間を見つけた

仲間と一緒に探した小さな芽
なにが育つか分からない
みんなで育ててみよう
私が私であるように 私が必要とされるなら
あなたがあなたであるように 多くの想いと知恵を伝えたい

だから県社協は歩み続ける・・・

約束7 ニーズに気づき・こたえる
挑戦16 ニーズに気づき・こたえる

使命4

切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)

約束7

ニーズに気づき・こたえる

社会構造の変化などにより、私たちの暮らしには、常に新たな問題・課題が発生しています。県社協は、常に社会の変化を敏感に捉え、その問題・課題の中にあるニーズの把握に努めます。さらに、それらのニーズについて、十分な検討を通じ、県社協としての対応策を講じます。

挑戦16

ニーズに気づき・こたえる

県社協は、自らの感度を高くして、視野を広げ、顕在化するニーズはもちろん、潜在化しているニーズにも気づき、取り組むべき課題の把握に努めます。

また、把握したニーズを多角的に捉え、既存の制度で対応できないものにも、県社協が事業化して取り組んだり、関係機関や団体につなげ提言を行うなど、課題解決に向けた展開に努めます。

- ・福島県復興支援員設置業務
- ・(再掲)多様化する生活課題・生活困窮者支援への対応促進
- ・(再掲)【新】福祉施設等との連携による生活課題解決

使命5 前進する県社協(県社協の組織の充実)

走りながら気づいた 走りながら考えた
みんなが応援してくれている

県社協の願いは地域で暮らすみんなの幸せ
だから 多くの彩りを輝かせるために 私たちは日々活動する

たった一歩 されど一歩
しっかりと前に向かって進むことが何よりも大切だから
走り続けよう その先にみんなが待っていてくれるから

3月11日 あの時支えてくれたみんなへの感謝と仲間の絆を心に
私たちは これからも 新たな活動に向き合う
その活動はとてつもなく大きく困難なことでも ともに進む

この計画の想いを実現したい みんなの想いをつなげたい 力を合わせたい
この計画に気持ちを込めて
私が私であるように 私が必要とされるなら
あなたがあなたであるように 多くの想いと知恵を伝えたい

だから県社協は歩み続ける・・・

約束8 歩み続ける県社協

挑戦17 人が育つ・人を育てる

挑戦18 しなやかな組織づくり

挑戦19 必要な財源の確保

挑戦20 災害等に備えた支援体制づくり

使命5

前進する県社協(県社協の組織の充実)

約束8

歩み続ける県社協

福祉を取り巻く環境は、常に社会の変化と隣り合わせにあります。変化する福祉情勢に対応するためには、それに対応できる組織体制でなければなりません。

そのためには、それを支える人(職員)や十分な財源が必要です。

県社協は、変化する社会情勢に対応できる人を育てます。また、歩み続けられるしなやかな組織づくりと十分な事業展開を行うための財源の確保に努めます。

さらに、近年各地で多発している災害を教訓として、災害時等における体制づくりにも取り組みます。

挑戦17

人が育つ・
人を育てる

組織を構成する職員一人ひとりには県社協の事業を進めるうえで、かけがえのない財産です。

県社協は、職員自ら目標をもち自己実現ができる環境をつくります。そして職員の意欲を高め専門性の向上に努めます。

・職員のスキルアップと効果的な組織運営に向けた意識改革

挑戦18

しなやかな
組織づくり

福祉をとりまく環境は、社会全体の大きなうねりの中にあります。時代の要請にあわせた事業を展開するため、適切に連携を図れるような柔軟な組織運営や、効率的な体制の整備に努めます。

また、事業活動の見える化により、県社協への理解を深め、会員の拡大にも努めます。

- ・会員拡大事業の推進
- ・働きやすい職場づくりと効率的な運営体制の整備
- ・理事会・評議員会の充実
- ・横断的な組織による事業の推進
- ・【新】内部管理体制の整備・運営 など

挑戦19

必要な財源の確保

事業を確実に実行していくためには、安定した財源を確保することが必須です。
県社協は、職員が一丸となり、財源確保と日常業務におけるコスト削減に努めます。

- ・予算対策活動の充実
- ・健全な財務運営の推進

挑戦20

災害等に備えた
支援体制づくり

各地で様々な災害が発生していることを踏まえ、日頃から災害対応マニュアルの整備・周知に努めるとともに、緊急事態に際し、県社協の業務を適切に継続していけるよう、体制の整備を図っていきます。
また、災害備蓄の整備、防災訓練、関係機関との連携強化などを図り、万一の際の支援体制整備に努めます。

- ・緊急時の備える組織運営
- ・【新】災害福祉支援ネットワークの推進

第5次 茨城県地域福祉活動推進プラン

(2019年度～2023年度)

- 発行年月日 平成31年3月
- 発行者 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
〒310-8586
茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
TEL 029-241-1133
FAX 029-241-1434